

大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）及び、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）の施行について、公の施設をより効果的、効率的に管理運用していくために、必要な事項を定めるもの。

(導入施設の検討)

第 2 条 必要に応じ、全ての公の施設について、次の項目により、指定管理者制度に移行するか否かを、施行規則第 5 条に定める、大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で検討し、移行可能な施設については、積極的に取組むものとする。なお、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される施設等には、指定管理者制度を導入しないものとする。

- (1) 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がないこと。
- (2) 民間事業者等に行わせることにより、住民ニーズにあったサービスの拡充等、住民サービスの向上と、民間事業者等のノウハウの活用が期待できること。
- (3) 民間事業者等に行わせることにより、行政コストの削減が期待できること。
- (4) 民間事業者等が同様又は類似するサービスを提供していること。
- (5) 施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等も行うことができること。
- (6) 利用料金制度を導入することにより、収益が期待できる施設であること。

(募集方法等)

第 3 条 新規導入、又は指定期間が満了する等して指定管理者を公募する場合は、条例第 2 条及び、施行規則第 2 条の規定に基づくものとし、募集期間は 1 ヶ月以上とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 公募によらない指定管理者の候補者の選定等については、条例第 5 条及び、施行規則第 2 条の規定に基づき、選定委員会で審議したうえで決定するものとする。なお、公募によらないで実施できる指定管理施設等は次のものをいう。

- (1) 特定の団体が利用することを目的に設置されている施設
- (2) 従来から自治会等の地域団体に依頼し、管理を行わせている施設
- (3) サービスの提供に、専門性や特殊性を有する施設
- (4) これまで管理委託を行ってきた活動実績等を考慮し、当該団体による事業の継続が求められる施設

(5) この外、選定委員会で審議の結果、可能と認められる施設

- 3 募集は原則として、一施設ごとに行うが、そのことにより、施設の効用が妨げられ、住民サービスの低下につながる恐れがあると認められる場合は、複数の施設を一の指定管理者に一括し、募集することができるものとする。

(指定期間の設定)

第 4 条 指定期間はサービスの安定性、継続性を確保する一方、長期固定化による弊害を排除するため、管理業務を開始する日から起算して、3 年又は 5 年とする。ただし、指定管理者に過大なリスクが生じる又は、より長期的な運営によりサービス等が向上する等、特別な理由がある場合は相当期間の設定を可能とするもの。ただし、指定期間半ばでの変更は認めないものとする。

- 2 従来の指定期間を変更する場合は、施設所管課は、当該施設等の運用実績や施設状況等を確認し、町長に指定期間変更申し出書（別表第 1 号）及び、必要に応じ関係資料を提出し、選定委員会で審議のうえ決定するものとする。

(申請資格等)

第 5 条 申請資格及び、申請書等については、条例第 3 条及び、施行規則第 3 条、第 4 条の規定に基づくものとする。なお、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた者は、次の指定管理者の指定後でなければ資格を有しないものとする。

- 2 前項のほか、次の全ての基準を満たす者から選定する。

- (1) 個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- (2) 法令（条例を含む）の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- (3) 施設を管理する上で必要な許認可証を有していること。
- (4) その他施設ごとに定める選定基準を満たしていること。

(選定方法等)

第 6 条 前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、条例第 4 条の規定に基づき行うものとする。なお、選定基準等については、別表第 2 号のとおりとする。また、選定委員会は、必要に応じヒアリングを実施し、提出書類の説明を受けることができるものとする。

- 2 施設の管理運営上、専門性や特殊性を考慮する必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、町長が別に定める基準により選定することができるものとする。

(選定の優先順位)

第 7 条 公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であり、営利を目的とするものではないことから、指定管理者の候

補は、前条の選定基準を満たす者の中から、さらに次の優先順位により選定する。

第1順位 施設の目的によって、より安定して施設の管理を行うと認められるもの。

第2順位 施設の利用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの。

第3順位 施設をより経済的に管理すると認められるもの。

(選定の取消し)

第8条 施行規則第7条の規定に基づき、指定管理者の候補者が次に掲げる事項等に該当したときは、町は指定管理者の候補者の選定を取り消すことができる。

- (1) 議会により指定議案が否決されたとき。
- (2) 被選定者が倒産又は解散したとき。
- (3) 被選定者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (4) その他指定管理者の候補者として不適切であると認められるとき。

(候補者を選定できなかった場合の措置)

第9条 選定委員会における選定の結果、施設の管理を行うに适当と認める団体がいないと判断された場合は、施設所管課において改めて公募するか、町が直接管理するかを判断するものとする。

(モニタリング実施基本指針)

第10条 条例第9条の規定に基づき、指定管理者は、業務報告書等を町長に提出し、その後、指定管理者が協定書に基づき、適切に安定的且つ、効率的に業務を遂行できるよう継続的な監督が必要となることから、選定委員会を開催し、モニタリングを実施し、必要に応じ、改善等の助言・指導・勧告等を行うものとする。(運用フロー：別表第3号参照)

(モニタリングの評価項目の設定と評価)

第11条 業務の評価についての公平さを確保するために、全庁的に基本的な事項については、次の5項目の統一的評価項目を設定するものとし、施設毎の個別的な項目は施設所管課において施設の特性を考慮し設定するものとする。また、施設所管課においては実地調査を行う等、総合的な評価を行うものとし、主要な項目については結果を分析し改善項目等の明確化を図るものとする。

〈統一的評価項目〉

- (1) 管理運営の体制・利用者の平等な利用確保とサービスの向上
- (2) 施設の効用の最大限の発揮

- (3) 施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減
- (4) 施設の管理を安定して行う能力
- (5) 環境への配慮等

※上記の外、施設の特性に応じ所管課において必要な項目を定めるもの。

- 2 指定管理者制度を導入していることによる、効果等を検証するため、実績額等に基づいた絶対的評価を選定委員会で定期的の実施するものとする。

(モニタリング実施に係る調書等)

第 12 条 モニタリングを実施する際は、選定委員会委員長は、前条の規定等に基づき、施設所管課に必要な調書等の提出を求めるものとする。

(指定管理者の監督等)

第 13 条 施設所管課は、業務改善の勧告や、指定の取消し等を決定する際の公平を期すため、指定管理者を監督するものとする。

- 2 施設所管課は、年間を通じ、指定管理者が、協定書どおりに業務を的確に遂行しているか随時確認・監督し、違反・不正等があった場合は、速やかに町長へ報告するものとする。
- 3 評価の結果及び、運営実績等を踏まえ、町と指定管理者は協議のうえ適宜、協定書の見直しを図るものとする。
- 4 指定管理施設の運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力による利益（繰越金）が生じた場合は、基本的に当該指定管理者の収入とすることが出来るものとするが、その利益が、施設のサービス向上のために投資することなく事業継続している場合又は、指定管理者の業務と経理の状況から客観的にみて過大であると認められる場合等は、町と指定管理者は協議のうえ、適切な対応を図るものとする。また、その場合、町への納付を求めることも出来るものとする。

(指定管理者への勧告等)

第 14 条 施設所管課は評価の結果、所定の水準に達しない業務項目については、指定管理者に対し速やかに改善の勧告及び指導・助言を行うものとする。実施した評価結果については、次年度以降の業務に反映させるため、施設所管課においては必要な措置を講じ、新たな管理者の指定に向けてのデータベース化を図るものとする。

(指定の取消等)

第 15 条 条例第 9 条及び、第 10 条の規定に基づき、指定管理者が次に掲げる事項等に該当したときは、町は指定管理者の指定を取消し又は、期間を定めて管理の業務の全部又は、一部の停止を命じることが出来る。その場合は

告示するものとする。

(1) 業務停止を命ずる場合

- ①協定に定める事項に違反したと認められるとき。
- ②個人情報の保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき等。

(2) 指定の取消を命ずる場合

- ①倒産又は解散したとき。
- ②会社更生法、民事再生法等の規定に基づく再生手続に至ったとき。
- ③財務状況が著しく悪化し管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ④その他指定管理者として不適切であると認められるとき。

2 前項については、次の内容を基に、公平及び、適切な処分を行うため選定委員会で審議するものとする。

- (1) 処分実施の判断。
- (2) 処分の程度（指定取消し、業務全部停止、業務一部停止）。
- (3) 処分の時期と処分後の施設の管理方法。
- (4) その他、必要と認められる事項等。

（透明性の確保）

第 16 条 大和町指定管理者制度の推進と、適切な運用を図るために、「大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱」及び、「募集要項」等を、ホームページ等で公表する。

（委任）

第 17 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

指定期間変更申し出書

大 和 町 長 殿

(施設所管課)

課 名 等 : _____

所管課長等 : _____

印

以下のとおり変更したいので申し出いたします。

施 設 等 名 称	
従 来 の 指 定 期 間	年
変 更 後 の 指 定 期 間	年
変 更 事 由	

※必要に応じ説明資料を添付すること。

候補者の選定基準

1. 選定の基準項目

選定項目	審査内容
平等性	【管理運営の体制，利用者の平等な利用及び，サービスの向上】 町の管理方針に沿い，利用者にとって，平等な施設の利用の確保に努め，また，サービスの向上のための工夫が図られていること。
有効性	【施設の効用の最大限の発揮】 利用者の増加を図るための事業提案や取組み内容が適切であり，施設の設置趣旨を理解し，それを発揮する管理運営が図られていること。
経済性	【施設の適切な維持管理及び，管理経費の縮減】 施設の維持管理が適切で，効率的・効果的であり，また，過去の指定管理料等と比較し，管理経費の妥当性と，縮減が図られていること。
安定性	【施設の管理を安定して行う能力】 収支計画が適正であり，安定的な運営が可能となる人的能力と経理的基盤が確保されている等，団体の財務状況等が健全で，また，事故等に対応できる体制が図られていること。
その他	【その他，町長が別に定める事項】 上記項目によらない提案があった場合等。

2. 選定基準

選定資料等を，各申請者又は，施設所管課より説明を受け，それごとに，選定の基準項目を配点内訳により評点し，選定要領に基づき審査するものとする。

(1) 各選定項目の配点内訳

評価点数	評価内容
5点	大変優れている
4点	優れている
3点	普通
2点	やや劣る
1点	劣る

(2) 選定要領

次の事項に基づき指定管理者を選定するものとする。

①各選定項目を，上記評価点数で評点するもの。

②各委員の配点は，25点満点とする。

③選定

各委員の総得点を集計した平均値により下記のとおり指定管理者を選定するものとする。

(ア) 25点から15点までの場合

この場合は，最も点数の高い申請者を指定管理者として決定するものとする。

(イ) 14点から10点までの場合

この場合は，最も点数の高い申請者を選定委員会で再度審議するものとする。

(ウ) 9点以下の場合

第9条に基づき判断するものとする。

④審査に要した説明資料（公募の場合の申請資料）及び，採点票は委員より回収するものとする。

大和町指定管理者制度(モニタリング)運用フロー

